

平成30年度 第3回 東京都都市復興基本計画検討委員会 議事要旨

日時：平成31年3月29日（金） 9:30～12:10

場所：都庁第二本庁舎 31階 特別会議室26

1. 出席者

■委員出席者

（敬称略。五十音順）

氏 名	専 門 分 野	現 職	備 考
池邊 このみ	学識経験者（公園・緑地）	千葉大学 教授	
市古 太郎	学識経験者（都市計画）	首都大学東京 教授	
大沢 昌玄	学識経験者 （国土計画、市街地整備、交通計画）	日本大学 教授	
大月 敏雄	学識経験者（建築、住宅）	東京大学 教授	副委員長
加藤 孝明	学識経験者（都市防災）	東京大学 准教授	
佐々木 晶二	国の都市計画行政経験者	日本災害復興学会 理事	
中林 一樹	学識経験者（災害復興）	首都大学東京 名誉教授	委員長
藤原 大	市長が震災復興計画検討委員会 の 委員である市の担当部長	国分寺市まちづくり 部長	欠席
淵上 玲子	学識経験者（法律）	弁護士	
渡辺 茂男	区長が震災復興計画検討委員会 の 委員である区の担当部長	墨田区都市計画部長	（代理出席） 墨田区 都市計画部 都市計画課 都市計画 ・開発調整担当 主査 田口 茂敏

■幹事出席者

（敬称略。五十音順）

氏 名	現 職	備 考
青柳 一彦	都市整備局 市街地建築部長	
安部 文洋	都市整備局 防災都市づくり担当部長	
荒井 俊之	都市整備局 都市基盤部長	欠席
久保田 浩二	都市整備局 都市づくり政策部長	
桜井 政人	都市整備局 総務部長	欠席
佐々木 秀之	都市整備局 住宅政策推進部長	
中島 高志	都市整備局 理事（航空政策・交通基盤整備・交通政策担当）	幹事長
山下 幸俊	都市整備局 市街地整備部長	副幹事長

2. 議事

(並木企画課長)

平成 30 年度第 3 回東京都都市復興基本計画検討委員会を開催します。

本日はご多忙中のところ、早朝よりご出席いただき、ありがとうございます。私は本委員会の事務局を務めます、都市整備局市街地整備部企画課長の並木と申します。よろしくお願いいたします。

では、着座にて失礼します。

本委員会は、近年の大災害等を踏まえまして、首都直下地震等の被災後の「都市復興の理念、目標、及び基本方針」や、「東京都震災復興マニュアル 復興施策編」の「都市の復興」分野の修正について検討するため、今年度、開催しているものでございます。本日、第 3 回で最後となります。そのため、これまでいただきました御意見、課題を全て論点として取りまとめ、それに対する対応案を作成してまいりました。また、それらを踏まえまして、マニュアルの修正版、素案を取りまとめてまいりましたので、ご議論いただきたいと考えております。

それではまず、本日ご出席の委員につきまして、配布しております別紙 1 の委員名簿をご覧ください。本日は藤原委員が所用によりご欠席で、他の委員はご出席となります。なお、市古委員に関しましては、現在、ご出席のご連絡を頂いておりますので遅れての到着になると思います。

続きまして、お手元に配布しました資料の確認をさせていただきます。まず、資料の一番上が「次第」となります。次に、「資料 1 第 2 回委員会等における主な意見」、「資料 2 都市復興の理念、目標及び基本方針」について一式の資料となります。「資料 3 東京都震災復興マニュアル 復興施策編の修正について」ということで、資料 3-1 から 3-4 までございます。次に、「資料 4 その他の意見・課題への対応について」となります。続きまして参考資料ですが、「参考資料 1 体裁・記載事項について」、「参考資料 2 東京都震災復興マニュアル 復興施策編における都市の復興の修正（素案）」となっております。こちら、参考資料 2-1 と 2-2 ということで、比較的厚い資料となります。最後に別紙ですが、「別紙 1 東京都都市復興基本計画検討委員会 委員名簿」、「別紙 2 付属機関等の運営に関する基本事項 東京都都市復興基本計画検討委員会」となっております。不足等はございませんでしょうか。

このうち事務局としましては、参考資料 2 につきまして、「別紙 2 付属機関等の運営に関する基本事項 東京都都市復興基本計画検討委員会」における会議を非公開とする場合の理由に準ずる内容と考えております。具体的には、参考資料 2 につきましては、今回、初めて委員の皆さまにお示ししておりまして、資料の量も多いため、委員会終了後 1 か月程度、皆さまにご確認いただき、修正して委員会の成果として取りまとめたいと考えております。このため、確定した内容ではないことから、会議自体は公開しますが、資料は委員限りとさせていただきたいと考えております。また、本会議は原則公開となっており、傍聴の事前申し込みはございますが、まだいらっしゃっていないようでございます。取材のほうは申し込みが来ております。事務局からお伝えする事項は以上となります。

それでは、ここからの議事進行につきましては、中林委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

(中林委員長)

おはようございます。9時半から12時まで2時間半ということで、よろしくお願いいたします。
まず、議事に入る前に、今、説明がありましたが、いくつか確認することがあると思います。

事務局より、参考資料2につきましては、別紙2『付属機関等の運営に関する基本事項「東京都都市復興基本計画検討委員会」』における会議を非公開とする場合の理由に準ずる内容のため、委員限りということで取り扱わせていただきたいというご提案がありましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱うことにしたいと思います。

次に本日、傍聴と、それから報道機関からの取材申し込みがあるということでございます。本委員会、原則公開となっております。会議の公開について、確認をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(中林委員長)

それでは、傍聴人は、まだ来られていないということですので、もし来られたらその場で入れていただくことでお願いします。報道機関の方は入場させてください。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(中林委員長)

では、これからは議事に入りたいと思います。

まず、「資料1 第2回委員会等における主な意見」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(並木企画課長)

では、資料1をご覧ください。「第2回委員会等における主な意見」でございます。

まず、「I. 第2回委員会における主な意見」でございます。

「1. 都市復興の理念、目標及び基本方針」についてでございます。①都市復興の理念、目標及び基本方針の作成にあたっては、対象とする災害や対象区域を明確にすべきといった御意見をいただいております。②は、被災後に都道府県が作成する「都道府県基本方針」に記載すべき事項、特に人口の将来見通しに留意すべきとの御意見を頂きました。③は、マニュアルにおける「復興まちづくり計画」について、法的に位置づけるかを考えることが必要といった御意見をいただいております。

続きまして、「2. 都市復興手順」についてです。まず、「2-1. 家屋被害調査」につきまして、調査時に被害を受けた家屋の抽出は、現行マニュアルでは、罹災証明のための住家被害認定調

査と同じ調査方法で実施していたため、その認定基準を採用していましたが、今回、調査方法を見直すため、新たな基準が必要といった御意見をいただいております。「２－２．建築制限・土地取引規制」につきましては、①は、建築制限は法の趣旨に合わせ、大被害地区等の抜本的改造を図る地区のみではなく、中小被害地区等も含めた復興まちづくりを行う地区に広げるべきといった御意見がございました。②は、その上で大被害地区と中小被害地区で建築制限の許可基準を変えることも、法律上、可能である旨を記載すべきとの御意見を頂きました。また、③は、土地取引規制について記載されていないが、必要な土地を確保するためには考えていく必要があるといった御意見をいただいております。

「２－３．時限的市街地」につきましては、時限的市街地の定義で示している「都市復興事業」の用語は法律用語ではないため、定義の明確化が必要といった御意見をいただいております。

裏面にいきまして、「２－４．復興まちづくり計画等」についてでございます。まず、①ですが、これまでの大災害からの復興において、受け皿住宅（公営住宅）の役割は大きいということで、モデルプランに記載しておくべきといった御意見がございました。②は、小規模住宅地区改良事業も、過去の復興で活用されているということで、モデルプランに記載しておくべきではないかといった御意見がございました。③は、大被害地区は東京の被害想定から1,000～2,000棟の規模も考えられるため、この対応も考えておくべきといった御意見がございました。④は、マニュアルの活用者が、多くの事業制度の中から事業を選択する上で参考となるように、モデルプランに記載されていない事業も含めて、その採択要件や特徴を整理した一覧表を作成すべきといった御意見をいただいております。

次に「Ⅱ．区市町村からの主な意見」でございます。都市復興手順における「家屋被害調査について」御意見をいただいております。まず、①被災時における様々な機関の調査内容を把握し、データ集約方法の確立が必要といった御意見がございました。②その上で、区市町村が実施する補足調査については、調査方法の内容・期間を明確化すべきといった御意見をいただいております。

次に「Ⅲ．その他（マニュアルに基づく研修・訓練等からの主な意見）」でございます。まず、①事前に様々な災害による被害想定を取りまとめた図面を作成し、被災時に復興まちづくりの検討に活用すべきといった御意見がございました。また、②将来計画や周辺市街地の状況を考慮した、時限的市街地の位置・計画の考え方が必要といった御意見もございました。さらに、③マニュアルのページ数が多く、他章と構成が異なるとともに、記載内容にばらつきもあるため、使いにくいといった御意見をいただいております。

説明は以上です。

（中林委員長）

ありがとうございます。

ただ今のご説明につきまして、御質問あれば受けたいと思います。いかがでしょうか。

表面の「２．都市復興手順」の「２－１．家屋被害調査」についての課題と、裏面の「Ⅱ．区市町村からの主な意見」で出ている「家屋被害調査」についての課題は重複する課題ですね。

では、特に御質問がないようでしたら、これまで２回の委員会を開いてきた訳ですが、そのうちの主に第２回委員会の主な意見ということで、この資料により整理させていただくことにします。

これと、第１回の意見も含めてでしようけれども、それを前提に本日、資料が作成されているか

と思いますので、次の議題に移りたいと思います。

それでは、次に、「資料２ 都市復興の理念、目標及び基本方針」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

（並木企画課長）

それでは資料２をご覧ください。「資料２ 都市復興の理念、目標及び基本方針」でございます。これまでの、検討委員会での御意見等を踏まえまして、今回、改めて論点を整理してございます。

まず、論点の１－１としまして、都市復興の基本方針を新たに作成することが必要といった点を挙げております。１－２は、先ほどの都市復興の基本方針の作成にあたって、対象とする災害や対象区域の明確化が必要ということです。被災内容についても、人口の将来見通しの留意ですとか、復興まちづくり計画について、法的に位置付けるかどうかの検討が必要といった点を挙げてございます。

２．対応案でございます。２－１としまして、都市復興の理念、目標、および基本方針を新たに作成するというので、まず、①としまして、都市計画区域マスタープランの改定に反映するための前提となるものにしていくとした上で、②のほうで、震災復興グランドデザインを発展させるため、都市づくりのグランドデザインや、近年の災害の教訓等を考慮し、専門家主体、これは本委員会でございますけれども、この中で検討していくとしてございます。

２－２でございますけれども、都市復興の理念、目標及び基本方針の中で明確にすべき事項としまして、まず（１）対象とする災害でございますけれども、地震、火災、土砂災害、津波、風水害や火山などの自然災害としております。これは現在の都市計画区域マスタープランにおける「都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針」に記載されている災害と同じものとしております。裏面の２ページでございます。参考としまして、「東京都震災復興マニュアル」の対象とする災害を記載しております。こちらは、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」で示した被害想定を踏まえたものとして、同報告書に示されている、地震（ゆれ）と地震に伴い発生する災害ということで、火災、液状化、急傾斜地の斜面崩壊、津波となっております。※の文章の中でアンダーラインが引いてある部分でございますけれども、都市の復興に関しましては、地震に重なって発生する浸水被害も、修正するマニュアルの中で適応可能として扱っていきたいと考えてございます。

次に、（２）対象とする区域でございます。この都市復興の理念、目標及び基本方針の対象区域につきましては、都内全域ということで扱っていきたいと考えておりまして、このうち都市計画区域に関わる内容につきましては、都市計画区域マスタープランの改正に反映していきます。

委員のお手元に机上配布資料と書かれたＡ３カラーの資料があると思いますが、こちらは、前回、お示ししたものでございまして、この中で左側、平成１３年度の所に、被災時の計画としまして、「震災復興グランドデザイン」があります。今回は、真ん中の青い部分、都市復興の理念、目標及び基本方針の部分の検討ということになってございます。

続きまして４ページになります。こちらは、「都市復興の理念、目標及び基本方針（案）」ということで、前回お示ししました骨子をベースにしまして、今回、文章化してございます。左の太枠の中が今回の案となります。

まず、「１．都市復興の理念」ということで、（１）から（４）までございますが、この部分は、基本的には、資料の真ん中に「参考１ 震災復興グランドデザインの抜粋」を掲載しておりますけ

れども、こちらの内容を踏襲しております。「震災復興グランドデザイン」の内容から変更した部分としましては、「震災復興グランドデザイン」で②環境共生都市としていたものを、左側の案では(2)持続可能な都市としております。また、③国際文化都市としていたものを、(3)世界中の人から選択される都市としました。この変更は、資料の一番右側の「参考2 都市づくりのグランドデザインの抜粋」を踏まえて文章化したものとなっております。

1 ページ、5 ページでございますけれども、こちらは、「2. 都市復興の目標」でございます。前回、お示ししたとおり、「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」ということで、このうち、被災を繰り返さないという部分の説明につきましては、「震災復興グランドデザイン」から持ってきてございます。また後段の活力とゆとりある高度成熟都市の説明につきましては、その下のアンダーラインの部分でございまして、次のような都市であるということで、三点、こちらは、右側の「参考2 都市づくりのグランドデザイン概要版の抜粋」を基に記載しているところでございます。

左下、「3. 都市復興の基本方針」でございますが、こちらまず、前段のほうで地震、火災、津波、風水害、土砂災害や火山等の自然災害の発生時においても、首都である東京の都市機能を維持し、行政や経済活動をはじめとした社会全体の動きを止めず、東京をさらに強靱化するとしまして、対象とする災害を明確にしております。

「(1) 都市復興の対象地域」につきましては、「震災復興グランドデザイン」の内容を踏襲しております。

次ページを御覧ください。「(2) 都市復興に関する方針」でございます。ここでは、まず、①として、「都市づくりのグランドデザイン」の都市像の実現ということで、平常時はもとより被災時の都市復興にあたっても、「都市づくりのグランドデザイン」で示した人口の将来見通しや土地利用の方針を踏まえ、その都市像や「都市計画区域マスタープラン」の実現に取り組んでいくこととしております。②としまして、想定を超える被害への対応として、3行目になりますけれども、被災後の都市復興で「都市計画区域マスタープラン」を実現するだけでは、同様の被害を繰り返す恐れがある場合等には、「都市づくりのグランドデザイン」で示した都市像を目指しつつ、必要に応じ人口の将来見通しや、土地利用の方針の見直しも視野に入れて検討を行い、「都市計画区域マスタープラン」を改定するとしまして、その検討にあたっては、地震に台風が重なって発生する複合災害等、さまざまな自然災害への対応も考慮するとしております。次に、③ですけれども、震災時における平時の計画と被災後の計画の関係ということで、こちら2行目になりますけれども、「区市町村都市復興基本計画」や「地域別復興まちづくり計画」と調整を図りながら、「都市計画区域マスタープラン」を元に、必要に応じその変更の前提となる「東京都都市復興基本計画」を作成・公表し、「都市計画区域マスタープラン」の改正に反映するとしておりまして、法定計画である「都市計画区域マスタープラン」と「東京都都市復興基本計画」の関係を記載しております。

「(3) 住宅の復興との連携」ということで、2行目でございますけれども、都市復興にあたっては被災後の住宅の復興との連携・調整を図りながら進めていくとしてございます。「(4) 共助、連携による都市復興」ということで、近年の、大災害の教訓を踏まえて記述をしてございます。「(5) 復興の期間」につきましては、「震災復興グランドデザイン」と同様の記述としております。

説明は以上です。

(中林委員長)

ただ今の説明について、御質問又は御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

多分、具体的には、右下に4、5、6ページと表示してある資料の内容について、御意見又は御質問がいただければと思います。私から一つ、5ページの左下の(1)の都市復興の対象地域の記載が、最後、「首都圏を対象とした都」で終わっていて、次のページにいくと別の項目になっていますが、おそらく記載内容が消えていると思いますが、この下、何行ぐらいあるのでしょうか。

(並木企画課長)

すみません。こちら、記載内容が切れてしまい申し訳ございません。真ん中の「震災復興グランドデザインの抜粋版」の一番下の記述「首都圏を対象とした都市づくりのあり方も視野に入れていく。」と同じ内容でございます。

(中林委員長)

わかりました。

基本的には、対象地域を東京都全域としておりますが、ここに書かれている文言の内容というのは「震災復興グランドデザイン」から引用しておりますが、「震災復興グランドデザイン」では島しょを除いた内容となっておりますので、この1都3県として隣接する区部、多摩地域を中心とした書き方になっています。東京都の震災としては南海トラフ地震津波も含めると、島しょも含めてというようなことを付加しておく必要があるのではないかという気もしているということが一点です。

それからもう一点は、6ページの住宅の復興との連携というのは、この委員会で第1回、第2回で議論が出たところではあるのですが、理念や目標で示した「高度に成熟した」あるいは「世界に選ばれる」というところ、その一つの大きな機能というのが、業務・産業というか、まさに経済的な都市の中核的な機能にも関わる。そういう観点からいうと、連携しておくものとして、住宅の復興に加えて、産業の復興というところも非常に重要になってくるのではないかなという気がします。他分野との連携として、①住宅、②産業ということでもいいと思うのですけれども、そういう記載が必要なのではないかと思います。

(並木企画課長)

島しょに関しましては、対象とする災害として、津波等も含めている形にはなっていますが、ご指摘のとおり、島しょに特化した部分としての記述等がまだ不十分になっていると思っております。その点は改めて検討したいと考えております。

また、住宅の復興との連携だけでなく、産業の復興との連携につきましても、少し記述が足りなかったり、記述がない部分がございますので、こちらにつきましても記載内容について検討したいと考えております。

(中林委員長)

他、いかがでしょうか。

(大月副委員長)

はい。

(中林委員長)

どうぞ。

(大月副委員長)

4 ページ目の「都市復興の理念」につきましては、全体を通して非常に格調高く、理念としてはいいと思います。

ただし、ちょっと細かい話ですが、「(2) 持続可能な都市」について、最後の「東京ならではの価値を高める」で改行があって、「そのような持続可能な都市・東京を実現していく」と最後に付け足しみたいに書かれている。この部分は、他の項目の記載内容と歩調を合わせるような書き方にしたほうが良いと思います。例えば、(1) の語尾は「目指していく」、(3) は「目指す」、(4) も「目指す」となっているので、言葉の話なのですが、それらとも歩調を合わせながら改善できると思いました。

(中林委員長)

よろしいですか。

(並木企画課長)

語尾につきましては、ご指摘を踏まえ、修正していきたいと思います。

(中林委員長)

そうですね。

これ、理念として4つ並んでいるけれども、実は(1)、(2)、(3) が目標の理念といえます。(4) は、それを実現するためのプロセスの理念という役割であると思います。だから、(1)～(3) は「目指す」として、(4) は、目指すという言い方でなくて、そういうふうに進めていこうという、理念としての書き方になったほうが良いと思います。

他に、いかがでしょうか。どうぞ。

(加藤委員)

3点あります。1つ目は、対象とする災害に関してです。地震の後に豪雨が重なって発生する大規模水害を含めるということですが、大規模浸水からの復興については、色々考えなければいけないことが、あると思っています。今、倉敷市真備町の復興計画の委員を務めていますが、大規模水害からの復興に関しては、制度が十分でないため、きめ細かく検討することが困難な状況です。これまでの復興のしくみは地震災害を前提としてきました。したがって地震後の豪雨という複合災害を対象とした場合、豪雨部分は地震災害に包含される訳ではないため、地震災害の延長線上ではなく、上乘せとして考えていく必要があると思います。大規模水害からの復興を支える国の制度がないことをふまえると、ここに記載するより、別立てで考えた上で、合本した方が良く直感します。

2点目は、被災という経験をしたにもかかわらず、時代の先取り感というのがあまり感じない記述になっていることです。例えばその典型としては、「(2) 安全都市」において、「そのためには被

災地域を中心とした都市改造・修復を推進、都市の防災構造化を進める」と記載され、その次に「交通インフラの整備水準を高める」と記載されています。印象としては技術的な感じが強いと感じます。現代的、むしろ近未来的な防災構造化とは何なのか、未来に向けて交通インフラの整備水準を高めるだけでよいか、というと、そうでもないような気がします。もう少し時代の先取り感を、方針とか目標に含められるといいのではないかと思います。「都市づくりのグランドデザイン」に書かれているのを、例えば20年前倒しにするという考え方もあるだろうし、さらには、一旦、被災している訳なので、現状の市街地の存在を前提とした「都市づくりのグランドデザイン」が示す目標よりも、もっと高い目標を目指す可能性もあるような気がします。いずれにしても、時代の先取り感をしっかり書くことが重要だと思います。

3点目は、中林委員長のご指摘と重なるのですが、阪神・淡路大震災以降は住宅の再建支援、住宅地の復興に焦点が絞られました。しかし、東京の場合は、住宅だけが復興して、住宅都市として復興するだけでは、不十分ではないかと感じます。被災しその後の復興では、国際都市としてさまざまな機能を被災前以上に発展させるというぐらいの、意気込みを書いておいたほうがいいではないか思います。以上です。

(中林委員長)

ありがとうございます。

今、ご指摘の中の一つ目の指摘かもしれませんが、理念の「(1) 安全都市」の復興の中身というのは確かに、平成13年のまま引き継ぐよりも少し加えていくというような、何が加えられるのかという辺りは考えどころですけれども、東京全体が進めてきたこれまでの防災都市づくりというのが、実は東京の防災構造化を進めてきたのです。それは、現況を中心に、延焼遮断帯とそれから木造密集市街地の安全化ということを基本にしてきた訳で、不燃化特区もそうですけれども、その延焼遮断帯の整備ということを前提にして、都市計画道路の整備というようなことが大きな柱になりまして、今、特定整備路線をやっている訳です。そういうイメージは、多分、この広域インフラの整備水準を高めてというところにつながってきているのかもしれないと思います。

ただし、防災都市づくりから、あくまでも現状でインフラはあまり大きく変わらないかもしれませんが、一般市街地の被災地を中心とした都市改造・修復という辺りのイメージが、これから人口が減って高齢化社会を迎えるという中で、どういう市街地が安全なのかという辺りは、もう一度考え直してみたらどうかというのが、多分、加藤委員のご指摘であると思います。

それは逆に言うと、日常の都市づくりで、今、防災都市づくり推進計画に基づいて進めてきているのですが、大きな被災にあったところで、木密地域が燃えてしまったというところを、どんなまちにするのかということが、防災都市づくり推進計画では必ずしも描き切れていない。その辺りの防災都市づくり推進計画の市街地整備のコンテンツから、いわば飛躍的にどういう復興で目指すといい市街地になるのかということに、特に安全都市として、そうした辺りを少し考えておく必要があるかと思います。あるいは、理念ですから、そういう従来の密集市街地の整備とは、基本的に異なる復興まちづくりの目標像を立てていくべきだ、というようなことを考えているということでもいいのかもしれませんし、というふうに思いました。どうぞ。

(池邊委員)

似たようなことですが、昨日も私、国土交通省の委員会で座長をしている中で、ある委員の方から、このような文章は新しい元号になってから出ると、これは平成のときに立てた計画だねと、昭和レトロではなくて、平成レトロな文書だねと言われるのではないかなというようにご指摘を言われまして、それと同じようなことがあると思いました。その中の一つに、実はオープンスペースの問題があります。オープンスペースのことは二の次、三の次ぐらいなので、私も非常に、ここの中でも、なるべく皆さんの御意見の最後ぐらいに発言するような感じで遠慮をしているのですが、ご存じのように大阪では、梅田北ヤードであのような大きなオープンスペースができることになり、駅前に他の都市にはない広大なオープンスペースができるということになりまして、防災にも寄与するということになっております。

ところが、東日本大震災の場合は、もちろん色々な要件があつてのことだと思いますけれども、長方形・四角形ではあまり楽しそうに見えない公園が被災地に造られてしまい、場所によっては非常に活性化しているのですが、あまりコミュニティーの絆にはなっていないという状況があります。

一方、熊本地震では、公園の中に老人憩の家というものがあつて、普段から近隣の高齢者の方が集まられているということで、防災に関する水洗トイレとかも、その方々が市役所の職員が行く前に開放して利用できるようにしていました。そのため、そこで皆さんが集まって数日を過ごすということに対して、いわゆる体育館で初めての人たちと、見も知らない人たちとか集まるということと違って、非常に絆が深まったというような事例もございます。

そういった中で、「都市づくりのグランドデザイン」には、どういう所が住宅地になるのかというようなモデルはあるのですが、オープンスペースと道路との関係性みたいなものが、あまりきちんと取られていないような気がしています。そういった意味では、近くの道路とオープンスペースと、そして復興住宅というような形で、その辺りもセットで考えていただいて、新しい都市復興の理念、目標及び基本方針の都市像に、オープンスペースのことも、ぜひとも投入していただければと思っています。よろしくお願いいたします。

（中林委員長）

「(3) 持続可能な都市」という中に、緑を守り、まちを守り、人を守るっていう言葉が入っていますが、今のコメントの話を前提にすると、緑を守りというか、緑を増やしかもしれませんが、オープンスペースっていう話があり、コミュニティーを醸成するという意味で、まちを守るというようなところも、ハードだけではないと言えらと思います。

（池邊委員）

オープンスペースが、多分、今までですと本当にただの緑という、ハードの意味での緑という感じで、あるいは防災に寄与する常緑樹とかというような感じだったと思いますが、やはりこれは、いわゆるソフトインフラではないですけども、いわゆる公園を通じて、皆さんが絆を結んだり、コミュニティーを再生できたりという、いろいろな所で建築家の方が東日本大震災のときに、公民館といいますか、憩の家というようなものを再生したのと同じようなものが、公園には潜在的に力を持っていると思います。そのようなソフトインフラとしても活用していただきたいという思いがあります。

(中林委員長)

内容がかぶるかもしれませんが、場合によると、例えば、理念で、どのような市街地を目指すかというところにも、オープンスペースとか、あるいは人の付き合いが全くない市街地ではなくて、コミュニティーをいわば醸成していくような市街地のあり方を目指すという、日常的にも共助というようなこととか、ご近所というようなことが醸し出されてくるような市街地を目指すということであれば、「(1) 安全都市」にも、例えば緑豊かで人を守る安全都市というような形容詞を付けて、今のようなソフト面、あるいはオープンスペースを、これから人口は減る時代ですから、そういうゆとりを持った市街地をつくっていこうというようなことを書き込むというのと両方あるべきだということで「(2) 持続可能な都市」は出来上がっているから、「(1) の市街地像」の中に、もう少し位置付けをしたほうがいいかというようなことを、池邊委員のお話を踏まえて思いました。検討してください。

他、いかがでしょうか。どうぞ。

(佐々木委員)

一つ目は、5ページの「3. 都市復興の基本方針」の中で、首都である東京の都市機能の維持と書かれていて、これ自体は「都市計画区域マスタープラン」を使って東京都は首都機能を維持するということは、非常にいいことだと思うのですが、同時に近年、東南アジアの主要都市との都市間競争が非常に厳しくなっていて、むしろ東京が、若干地盤沈下しています。そういう意味では、日本の中で、トップの国際競争力を持つという機能を維持するということが非常に大事ではないかと思えます。むしろ、近年の状況からすると、それは非常に課題になっているので、そこは入れていただくと、少なくとも現時点より高まるかなと思いました。

あと、6ページの(2)の③で書いている話に若干関係するのですが、この「都市復興の理念、目標及び基本方針」は、理屈上は「都市計画区域マスタープラン」に反映されて、「都市計画区域マスタープラン」から「区市町村マスタープラン」に反映するという体系ですけれども、「国土形成計画法」を作ったり、それから「大規模災害からの復興に関する法律」を作ったときにも、法律は上から下りてくる感じになっている。これでは、マスタープランはダメだと思っていて、なかなか国の立場で大きく制度を変えられないのですが、本来は、都と区市町村の関係とか、現場の関係がトップダウン的な形だけではなく、ボトムアップによって計画も変えていくことが、最近のマスタープランの議論としても常識になってきている。そういうことを、いろいろな現場の区市町村の都市復興計画とか、そういう地区のやつも踏まえて、また大きなマスタープランを変えていく話が、若干書いていると思うので、そこを強調されたいと思います。

それからもう一つは、東日本大震災のときの反省から、マスタープランとか地域のまちづくり計画自体も、後戻りできないものとして全部決め切るのではなく、段階的に決めていって修正をしていくようなことが、すごく大事だと思います。これも現場の計画論から出ているのですが、そういうのも法律的には全然反映できてない。このレベルになれば、そういうことをちゃんと考えて、将来がすごく不確実ですので、全部決め切らないで、人口変動とか災害時にどう動くかっていうことを、随時、時間の軸を見ながら変更していくようなことを、どこかで配慮事項として書いていただくと、実際に使ってみたときに、そういう対応ができるようになると思います。計画の仕組み自体としても、さっき申し上げたようなトップダウンとボトムアップの融合みたいな発想とか、随時変

更していくみたいなことは、新しい計画論としては大事なことだと思うので、そこを少し入れていただければ良いのではないかと思います。以上の３点です。

（中林委員長）

ありがとうございます。

今の御意見は、５ページ、「３．都市復興の基本方針」の２行目の「首都である」という部分についてで、内容的には産業復興との連携というところで、どういう業務機能を含めた都市に復興するかということで、具体的には住宅とそれから産業の復興と連携するのですが、その連携の中身としてどういう都市の在り方を目指すかというところに、今ご指摘のあった点を位置付けるというのが一点目です。それは、産業復興のマニュアル修正にも都市機能のあり方として位置づけられないと困ります。

それから、２点目の柔軟な対応につきましては、方針よりも、理念に記載すべきでしょうか。都市復興で柔軟な対応とすると、状況に合わせて計画を見直し、事業も膨らましたり、縮めたりするというようなことをやっていきなさいという。具体的には、モニタリングしながら将来像をにらんで変えていきましょうという。１０年の間にどういう状況変化があるか、それにきっちり対応しようという中身になると思います。落としどころの位置付けとしては、目標あるいは方針というよりも、そういう柔軟な頭で都市復興を進めましょうという、理念を持つということが大事であると思ったのですが、どうでしょうか。事務局にもお考えいただくとして。

（佐々木委員）

記載場所はこだわらないですけども、実際に災害が起きた時、先ほど申し上げたように、上から下に下りてくるように膠着的になったり、現実には東日本大震災の反省からすると、なかなか変えられないと思い込んでしまうところがあるため、むしろどんどん変えていくぐらいのことを考えながらやるということは必要だと思っているだけです。そのため、この内容は、事務的に変わりやすいところとか、もしくはサイドの留意点に書くとか工夫していただければと思います。

（中林委員長）

理念にもう一つ、（５）を追加して、進め方という意味で、「共助、連携」と同じように状況に合わせた柔軟な対応ということが位置付けられるか。目標ではなく、進め方ですので、「３．都市復興の基本方針」の「（２）都市復興に関する方針」で、④を追加して、柔軟な対応で都市復興を進めますというようなものを位置付けるか、どちらかであると思いますので、事務局でご検討ください。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

（加藤委員）

これは進め方に関係するかもしれないですが、東京の場合は、復興を進める原動力として、民間の力が占める割合が、ものすごく大きくなると想定されます。その民間の力を上手に引き出す、あるいは、民間の力を良い方向に持っていくといったニュアンスをしっかりと入れたほうがよいと思います。

地方の災害では、公の力が絶対必要ですけど、東京では、圧倒的に民間の力が発揮されると考え

られます。この部分をどこかに強調して書いておいた方がよいと思いました。

(中林委員長)

「共助、連携」の記載内容が、15年前から変わったということかもしれませんので、事務局で検討してください。

(加藤委員)

民間というのは、住民とのコミュニティではなく、企業による大きい投資を意味しています。

(中林委員長)

ここの「共助、連携」には、企業という言葉もあったり、近隣自治体との連携というような話もあったり、いろいろあるのですが、今のように、少し具体的に企業の方が読んだときに、自分達もその一翼を一緒に担っていく、あるいは自分達がやると、意識させるように記載することが大事だと考えられます。

よろしいでしょうか。他にまだありますので、そろそろ次に移りたいと思いますが、どうぞ。

(大沢委員)

人口といったときに、昼間人口と夜間人口のどちらの人口を考えるのかということになりますが、東京の場合は、両方考えなければならないと思います。国際化といったときには、どちらかというと昼間人口を考えたりします。ですが、人口の将来見通しというように、単純に人口と書けば、昼も夜も、両方入るかもしれないです。都心三区では、当然、昼夜間人口を考えなければ、将来設計は成り立たないと思います。特に東京は業務のことが重要だと思いますので、単に人口と書くのではなく、昼と夜の違いを把握したほうが良いのではないかと考えております。

それから、同じ6ページに、「(6)復興の期間」の内容ですが、早期の本格的な生活再建は当然重要ですが、東京の場合は、先ほど国際化といった用語が出てきたときに、生業という言葉がいかどうか非常に悩ましくて、今わからないですが、生活だけではなく、すぐ業務が続けられていることが重要です。世界に誇るとか、世界の人々から選択されるという意味は、新たに選択されるのではなく、選択され続けるべきで、個人的には災害が起きても東京から逃げないでほしいと思っています。例えば、震災があって、日本国内にとどまってくれるのはまだいいですが、関東大震災のときは大体、神戸に行っちゃって言われています。一番、嫌なのが上海に行ってしまう。最近はシンガポールにほぼ行ってしまうらしいですが、そのまま東京からシンガポールに行ってしまうということだけは避けたい。そのためにも、この期間に生活ということも当然、都民のことでは重要ですが、やはり東京ですので、そういった生業もしくは業務を考える必要があります。そのため、世界中の人々から選択される都市の中に、BCP的な概念が入っていることが重要だと思います。以上です

(中林委員長)

ありがとうございます。

産業の復興との連携の中で、どのように産業復興を進めるかというところとも、非常に大きな関

わりがあって、BCP が本当に理念どおりうまくいくと、復興はほとんどしなくても良く、逃げ出す必要もないはずです。そういう意味でのつながりというものを、都市のほうでどこまでやれるかという課題はありますが、そういう都市を目指そうという都市部門と、それから機能の強化という産業部門と、その辺がまさに連携して、東京都としてはどういう復興をするかということに絡むと思います。

何かありますか。

(並木企画課長)

BCP 的な観点から、都市の分野でも平常時からエネルギー網の強靱化等にも取り組んでおりますので、そうした視点も大事なというふうに、お話聞いていて感じました。そうしたことを方針の中、あるいは理念の中に盛り込んでいけるように、記載のほうを考えていきたいと思います。

(中林委員長)

よろしいでしょうか。よろしければ先へ進めていただいて、あとは残り時間が取れたら、全体通して、御意見を伺います。

それから、最初、事務局からの御説明がありましたが、修正版の素案については、1 か月間ぐらい各自で確認する猶予をいただくことになりますので、気が付いた点についてはその間でご指摘いただくということで、先に進めさせていただこうと思います。

それでは、次第の4ですね。「東京都震災復興マニュアル 復興施策編」の修正についてということで、資料3、参考資料1、2の説明をお願いします。

(並木企画課長)

資料3-1をご覧ください。家屋被害調査等についてでございます。まず、論点ですが、「1-1 被害想定(事前調査)」では、被害想定を取りまとめた図面を作成し、復興まちづくりの検討に活用すべきといった点があります。それから、「1-2 被災後の被害調査」では、まず、(1) 災害種類別に被害区域の情報が必要、(2) として、家屋被害調査の調査方法の見直しが必要、(3) として、家屋被害を抽出するための基準が必要といった点を挙げております。

これらの論点に対しまして、「2 対応案」です。2-1 としまして、まず、被害想定 of 事前調査につきましては、①国、都や区市町村が公表している各種被害想定を整理することとしております。②としまして、効率的に家屋被害調査を行うため、①の被害想定と、都市基盤の整備状況及び都市づくりの既定計画の調査結果を合わせまして、被害が発生した場合に、市街地復興のために優先的に調査を行う地区をあらかじめ抽出しておくこととしております。「2-2 被災後調査」になりますが、まず①の所で、期日に調査を終えられるように、他の目的で実施される調査データの活用を中心に、アウトソーシングも取り入れた調査方法にすることを基本に、区市町村による現地調査も活用する方法に見直します。また②、災害種類別に被害区域と家屋被害の状況を調査・整理することとしております。

次に、2 ページのA3カラーの資料になります。まず、調査方法の見直し案としまして、データの入手・整理方法をまとめております。前回の第2回委員会で、こちらの資料をお示ししておりますが、こちらを少し修正してございまして、青地で記載の部分は、他の目的で実施されている調査デ

ータを活用するものでございます。一番上の、グレーの網掛けしてある部分で、左のほうでございますけれども、実施主体と書いてある部分をご覧くださいまして、この中で、上からご覧いただきまして、区市町村と書いてある部分がございまして、ここで区市町村による現地調査の結果も活用していくといったことを想定しているところでございます。また、都が実施主体となっている部分は、他の目的で行われている調査データの活用も行いつつ、青い字のかっこの中で※1 と印を付けている部分ですが、例えば国土地理院という所に※1 と付けてございますけれども、この部分は、表の下の方に小さい字で記載しておりますけれども、例えば航空写真から被害状況を判読するといった作業について民間等にアウトソーシングをすることも想定しております。

次に3ページでございます。こちらは縦にご覧いただきまして、街区別の家屋被害割合の調査手順ということで、ステップ1からステップ7まで、ステップごとに示したものとなります。こちらは災害の種類に応じまして、どの段階でどのような方法で、この赤く、家屋の(ア)から(カ)までございますけれども、家屋の被害状況を把握するかを整理した一覧表となっております。

次に4ページ、A4の資料をご覧ください。こちらは、家屋被害の抽出基準(案)ということで、災害の種類に応じて調査方法が異なるため、まず、統一的な家屋被害の抽出の考え方を定めておりまして、四角の枠内に記載しておりますが、「建て替えが想定される家屋被害」とし、これを拾っていくということでございます。この理由でございますけれども、まず都市復興におきましては、家屋の建て替えの有無、これがやはり計画作成ですとか、事業の実施にあたっての大きな判断材料になると考えたためです。下の表の部分でございますけれども、建て替えが想定される家屋被害の抽出基準ということで、具体的にはこの表の中で、赤い字で記した建物について、建て替えが必要と判断して抽出するというので、整理をした表になっております。

続きまして、資料3-2をご覧ください。建築制限・土地取引規制についてでございます。まず、論点としましては大きく二つございまして、(1) 建築制限に関するもの、(2) 土地取引規制に関するものです。対応案でございますが、(1) 建築制限につきましては、法の趣旨に基づきまして、第一次建築制限及び第二次建築制限ともに、復興まちづくりを行う地区全体にかけられるように記載内容を変更しております。その上で、②でございますけれども、抜本的な改善を予定している市街地改造地区と、部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定している市街修復予定地区等でそれぞれ建築制限の許可基準を変えることが、法律上も可能であることを記載しております。

裏面でございますけれども、「(2) 土地取引規制」についてです。こちらは市街地改造予定地区では、地価の急激な上昇の恐れがあるということで、前回もご議論いただきましたが、土地取引規制のための地区指定が掛けられることを記載していきたいと考えております。参考として、四角の枠で囲った部分に、土地取引規制の根拠法としまして、国土利用計画法の監視区域や規制区域があることを整理した表を掲載しております。また、その下でございますけれども、被災市街地復興特別土地法の第24条ということで、こちらは、東京都では「東京都震災復興マニュアル」の中で第二次建築制限と呼んでおります「被災市街地復興推進地域」において、監視区域の指定に努めるという内容となっております。

その下の(3)でございますけれども、建築制限や土地取引規制につきましては、全ての地区で、同じ内容で実施する必要がなく、地区の状況に応じて、実施の有無や実施内容を決められるように変更していきたいと考えております。具体的には、3ページのカラーA3の資料でございますけれども、こちらが都市復興手順の修正版ということで、これをマニュアルに記載していきたいと考え

ております。まず左上の青い囲みの部分です。こちらは、調査のプロセスということで、被害状況調査を踏まえて、下に点線の矢印を伸ばしています。次に、緑色の囲みの方針の部分で、地域・地区レベルから立ち上がっていくだろうということで、地域別復興まちづくり方針の策定と、この同時期に、下の部分でございませけれども、区市町村それから東京都のほうで、下段になりますけれども、それぞれ都市復興基本方針を策定するといった流れとなっております。

地域別復興まちづくり方針の所でございますけれども、市街地復興の対象区域を明らかにした上で、今回、新たにわかりやすい名前にしようということで付けました、市街地修復予定地区と市街地改造予定地区という区分をしまして、必要に応じて第一次建築制限を掛けることとなっております。また、市街地改造予定地区では、この第一次建築制限に加えまして、さらに土地取引規制も掛けることが可能だという表現をしているところです。

右側にいきまして、黄色の計画のステージになりますと、同様にまず、地域・地区レベルでは、地域別復興まちづくり計画を策定するステージとなります。下の区市町村や都のレベルですと、都市復興基本計画の策定といったステージに入っていくことになります。ここでもやはり、地域別復興まちづくり計画の中で、復興まちづくり計画の試案と、復興まちづくり計画そのものを作っていくこととなりますが、まず市街地修復予定地区の中では、修復計画の試案を作って、必要に応じて第二次建築制限、いわゆる被災市街地復興推進地域の指定も掛けられることを記載しております。市街地改造予定地区では、先ほどと同様に、土地取引規制も必要に応じて掛けられると記載しております。また、時限的市街地につきましては、その下に横長の箱を設けて表示しておりますけれども、市街地改造予定地区の中で、必要に応じて方針段階から事業段階にかけて設置ができるということに記載しているところでございます。

続きまして、資料3-3をご覧ください。時限的市街地でございます。論点は、先ほどの御意見のところでご紹介したものと同じでございます。そのため、「2 対応案」からご説明します。まず、2-1としまして、時限的市街地の定義の修正ということで、前回示したものから、四角の枠内の文章においてアンダーラインを引いた部分を変更してございます。前回、都市復興事業を実施する地区を、今回、市街地改造予定地区に変更した点と、周辺との連携も考慮するという記載内容を追加した点が変更点となります。なお、市街地改造予定地区ですけれども、下に記載しましたが、主に都市基盤が未整備な地域において、被害を受けた際に、面的整備により抜本的な改造を予定している地区と定義しております。

裏面の2ページでございます。参考として、市街地改造事業の一覧を掲載してございます。こちらは、マニュアルのほうでは関係法制度等を整理した一覧表という形で整理しており、参考資料に今回、掲載をさせていただいているところでございます。後ほど、ご確認いただければと思います。

資料3-4をご覧ください。資料3-4は復興まちづくり計画等ということで、論点は先ほどご説明いたしました3点がございます。対応案ですが、まず、2-1としまして、モデルプランへの追加ということで、災害公営住宅整備事業や小規模住宅改良事業については、過去の大災害からの復興において活用事例がありますので、今回のマニュアル修正（素案）の中では、モデルプランに追加しました。2-2としまして、大被害地区が広範に及ぶ場合の対応につきましては、過去の事例から得られました、①から③の特徴、具体的には、①としまして、大被害地区全域で広域インフラ等の計画を作成すること、②としまして、事業は複数の事業区域に分割して実施したとこと、それから③として、地区住民との調整で、連合協議会やまちづくり協議会を設置して実施しているとい

った内容を、今回のマニュアルの修正素案に掲載しました。2—3は、都市復興に活用できる事業制度一覧表ということで、今回、各事業の目的や要件、施工者、補助対象、補助率等を比較整備できる一覧表を改めて整理し追加しました。こちらのほうも後ほど、参考資料の修正素案でご確認いただければと思います。

最後に、参考資料1のA4、1枚の資料は、マニュアルの体裁・記載事項についてです。論点としましては、ページ数が多く、他章と構成が異なるとともに、記載内容にばらつきもあるため、使いにくいといったこととございます。対応案としましては、まず、(1)としまして、他県の事例や他章の記載内容等を踏まえまして、今回、本冊と別冊という形で分冊化したいと考えております。本冊のほうは、都市復興手順と、執行体制して都と区市町村の役割分担を記載していきたいと考えております。また、別冊は、都の各部署における具体的行動等を記載していきまして、区市町村が作る震災復興マニュアルと整合が図れて連携がとれるようにしていきたいと考えております。具体的な構成案、目次立てにつきましては、裏面の(3)にイメージを示しているところでございます。説明は以上です。

(中林委員長)

ただ今の説明につきまして、順番に議論していきたいと思います。

最初に資料3-1家屋調査についていかがでしょうか。どうぞ。

(市古委員)

現行の震災復興マニュアルと比較して、できるだけスピーディーかつ合理的に進めていこうという方向性を感じます。アウトソーシングや、すぐ手に入る航空写真や衛星写真等も含めて、この方向はとても大賛成です。ただしITや地理情報技術面での検討が必要な点もあるかと思います。マニュアル修正後、実際に技術会社と調整していくというか、具体的に組み立てを考えていくものと見たほうが良いと思いました。

その上で2点、一点目は、現行震災復興マニュアルでは1週間以内に家屋被害概況調査が手順にあります。被害概況調査に基づいて84条建築制限の区域指定を検討する訳ですけども、その手順が落ちている。あえて拾おうとすれば、街区データと重ね合せて街区別の家屋被害割合を算出と記載されていますが、これがそこに該当すると思いつつ、ただ、そうであるならば、もう少し名称というか、この段階でも中間アウトプットを出しますということを明確に言うておくことが、現行のマニュアルからのバージョンアップにつながるのではないかと、これが一点目です。

それから二点目は、ハザードとの関係でいうと、結局、揺れによる建物被害の把握が、一番大変な訳です。もしかしたら現場に行かないとわからないかもしれない。そこは、またいろいろ最新の技術も含めて調整していくしかないと思いますが、一点加えておいたほうが良いと思うことは、被災者台帳との関係について、頭出しというか、表現はしておいたほうが良いと思います。罹災証明のための公的な認定調査との議論は、ずっとされている訳ですけども、それに加えて、被災者台帳とどういうふうな、揺れによる被害だけではないですけども、復興計画をきちんと作っていくために、被災者台帳のデータをうまくリンクというか関係付けられないかというのは、3次データ整理の際にキーワードとしては入れておく時代であると思いました。以上です。

(中林委員長)

どうぞ。

(並木企画課長)

家屋被害調査のアウトプットデータの名称につきましては、ご覧いただいております2ページのA3の資料で、市古委員からご指摘がありました、街区別の家屋被害割合、この下に《1次》、《2次》、《3次》、《4次》ということで、名称、もうちょっと工夫しなければいけないと思いますが、街区別の家屋被害割合の1次調査、2次調査、3次調査、4次調査の結果ということで、説明が漏れていたところです。左側に太い矢印で、左のほうに復興手順、都市復興基本方針ですとか、第一次建築制限・土地取引規制というところにつながっていく調査ですということが、わかるように整理をしております、もう少しブラッシュアップしていきたいと考えております。

さらに、もう一点目でございますけれども、下から2行目の注)3ということで、注意書きの小さい字で恐縮ですけれども、この中で別途、実施されている家屋被害に関する各種調査ということで、住家被害認定調査ですとか、災害対策基本法第53条に基づく、被害調査の活用も実施と記載させていただいております。ただ、具体的にどの段階で、どういう調査と連携して、どう活用していくかというところが、まだ不十分であると思いますので、その点をもう少し、記載を充実していきたいというふうに考えております。

(中林委員長)

資料の上に、2週間と記載してある箇所の上に、点線が引いてあるのですが、おおよそ1週間目で概況調査をやって、2週間目に建築基準法第84条の建築制限を掛けると、そのようなイメージですか。

(並木企画課長)

都市復興基本方針と書いてある箇所に、薄い点線を入れておりますけれども、こちらが概ね発災から10日後のイメージです。理由としては、揺れによる被害の所をご覧くださいますと、青い字で、家屋被害状況の把握は被災建築物応急危険度判定の結果を活用するとしており、被災建築物応急危険度判定の調査完了が概ね発災後10日が目安になっておりますので、10日としております。

(中林委員長)

10日では、実際には、被災建築物の応急危険度判定は、限られたエリアしかできないのではないかな。

何が大変かって、市古委員の指摘にあったように、街区別の家屋被害割合を大まかに出してしまうという話ということで、一棟一棟調べて、計算して、何十何点何パーセントという精度で出す必要はなくて、5割か8割か3割かっていう辺りを街区ごとにざっと見て出してしまうぐらいでいいといけない。23区の木造密集市街地の町丁目別に割合を出すというのは多分できないので、まさにそのような調査が概況です。状況という言葉は、一棟一棟一応見た結果として、どういう状況かっていうのを出しますという意味ならば、言葉を少し変えておいたほうが、やり方も含めてイメージが湧くかなという気がします。判定士任せの被災建築物応急危険度判定は、あまり当てにできな

いという気がします。そのため、被災建築物応急危険度判定を待っていると結果が得られない事態も可能性があるすれば、第一次建築制限というのは、ずるずるできないまま終わってしまうような話になりかねない。

それから、罹災証明はかなり時間がかかるので、1か月以降、どれぐらいまでかかってやるのかというのが、これは、都の総務局総合防災部が担当ですか。都市復興が必要な地区を優先して発行するわけにもいかないとします。

(並木企画課長)

総務局総合防災部です。

(中林委員長)

そこの連携でどういう時間になるのかということと、都市復興のための初動体制というのは、本日も市街地改造予定地区とか市街地修復予定地区の網掛けをするというのが最初の出だしだと思いますので、罹災証明を使ってきめ細かく支援しながら、というような話は、もうちょっと後からになるのかなというふうには思います。ある意味ではそれと切り分けして、都市復興部門として1週間から10日ぐらいで、街区別の家屋被害概況というのはどう出すかというようなことを、考えておくということが大事なかなと思います。それぞれの区市町村も多分、調査の所管が違ってくる話ですよ。

その中で、都市復興担当部隊はどういう調査を最初にやるかというのが課題で、個別調査を待っていても時間かかるから、それなら歩いてしまおうという話ではないかと思っています。

(並木企画課長)

補足しますと、3ページのA3縦の資料の中で、あらかじめ抽出した優先的に調査を行う地区から調査を実施するというので、やはり、被災前の事前調査が非常に重要になってくると考えております。

ただ、現地調査も、一番下に※印で書いてございますけれども、全地区一斉ではなくて、調査結果を得られた地区から随時実施ということで効率的にやっていくことを考えております。あと、被災建築物応急危険度判定の調査結果も全て得られないと情報は上がってこないことにはなっているのですが、調査内容としては、一見して危険と判定されるというカテゴリーがございますので、そのデータだけを使って判断することを考えており、できればそのデータだけでも先に入手できるようなことが可能であれば、より早くなるのではないかと考えております。

(中林委員長)

被災建築物応急危険度判定の調査結果は、期待しても、結構、赤紙が貼られる建物が多くなるのは間違いないです。

余震対策なので、外部から来た建築の専門家ではあるが判定士がこれをやります。判定士の資格を取った人が、専門家だから余計に後で責任問われないように赤紙を張っていきます。黄紙を貼ったために、家族が入って、余震で亡くなったなんてことになると、判定をしたのは誰だという話になってしまうからです。だから、かなり、赤紙は多めに貼られるということも想定しておかないと

いけないと思います。

(中林委員長)

どうぞ。

(加藤委員)

私も前々から気になっていたことがあります。建物被害の調査は、要は大きく被害を受けている地区を絞り込んでいくという作業なので、1次、2次、3次ってどんどん精度を上げていけばいいと思います。したがって、1次調査はもっと機械化される余地が十二分にあると思います。これぐらいの精度でという精度の目安を提示して、民間企業から技術アイデアを広く募集すれば、おそらく、今の技術環境だといろいろな手法が出てくると思います。例えば、家屋の被害の有無は、従前のデータとして高さ方向のデータがあれば、その差分を取るだけでも十分な精度のデータが得られると想像されます。おそらく、一回飛行機飛ばして、1日計算機回せば、高さ方向のおおよその被害はわかると思います。Google Earthのストリートビューのようにカメラ付けて、市街地を走って画像処理するとか、多分いろいろな方法がありえるのではないかと思います。

1次、2次調査ぐらいまでは、そんな精度が高くなくていいと思うので、1次で、例えば全域ざくっとした調査を、2次でもう少し精度高い調査を行い最後は現地確認を行う。こうした方法で地域を絞り込んでいけば、このタイムスケジュールでもいけそうな気がします。それが本当にできるかについては技術的な裏付けを取る作業を、一度行うべきではないかと思いました。

中林委員長がおっしゃたように、被災建築物応急危険度判定の調査結果を持っていくことにしていると、被災建築物応急危険度判定を何としても10日間でやるべしとなってしまいます。できなかった場合、すべてのスケジュールがずれる、つまり、最初につまずいてしまうことになりかねません。そうならない道を準備すべきだと思います。

それからもう一点は、浸水被害で浸水深2メートル以上を全壊とするのは、検討の余地があるのではないかと思います。西日本豪雨では、東日本大震災の浸水深2m以上だと全壊したと事実をもとに、基準が定められたと思いますが、津波の2メートルと、下から上がって来るような浸水の2メートルでは、意味合いがだいぶ違うのではないかと思います。西日本豪雨の真備町の浸水被害をみていると、浸水深2メートル程度の場合、実際は修繕可能ではあるが、全壊認定になっているというようなイメージで私自身は捉えています。

(中林委員長)

住家被害程度の認定調査の基準であるため、物理的な判定ではない。

(佐々木委員)

住家被害認定調査では、経済的な価値と、それからいろいろな意味で支援が出る。若干、どんどん甘くなっている。ただ、事業をやるときに、どういうふうにその調査結果を生かすかどうかということは、別の判断があり得るはずです。

(加藤委員)

そうですね。

(佐々木委員)

住家被害認定調査の基準は、そういう意味で技術基準ではないので、お金を出すラインを決めているだけなので、ここは注意して使う必要はもちろんあります。

(中林委員長)

先ほど、浸水被害からの復興と、地震又は火災からの復興は違うという話がありましたが、最大の違いは、浸水被害からの復興では結構家が残ることです。壁とかが駄目になってしまうから全部外しますけれども、そのまま家を干して消毒して壁張ると、元に復元できてしまうとか、全壊相当の判定でも必ずしも取り壊して建て替えないケースが出てきているし、真備町もそういう家が結構、残っています。そういう意味では、この必要な家屋のデータが8割とか5割の意味も、水害時の浸水域とそれ以外の津波とか地震動・火災とかでは状況は、全く意味が違う。浸水の復興をどうするかというときの被害認定が、都市復興に必要な被害認定の割合というのを、浸水深2メートルとすると、いわば2階までいかなくても、1階の押し入れの上ぐらいまで浸水した場合は全部、全壊被害ありになってしまいます。ですから、それでどんな復興をするのかという話が、同じようにはいかないということも含めて検討しておいたほうが良いと思います。

(佐々木委員)

いいですか。

(中林委員長)

はい。

(佐々木委員)

技術的なことは別にして、スタートの国土地理院の調査結果をベースにした航空写真の判読は、すごく簡易なシステムとして良いと思います。若干、気になるのは、東日本大震災で非常に国が混乱したときに、情報がまず官邸に全部集まって、その後、現場に伝わったところもあり、現場に伝わるまで結構時間かかる可能性もあったほうが良いと思います。

申し上げたいのは、入りのデータ把握は、もっと冗長性を持って集めたほうがよく、例えばGoogleなども映像を飛ばしていますし、海外から買うこともできますし、必要があればパスコが航空機を飛ばしてもできるのですが、航空写真だけに限定しないほうが良いと思うし、ここの入手ルートも、今は平時だから国土地理院は出すと言いますが、実際にどういうタイミングで出てくるかは、すごく大事です。そのところは、例えば、都市整備局が、そういうデータを出してくれる所とあらかじめ協定を結んでおいて、入りのところはできるだけ、1日でもスムーズに早く入手できるようにするということは、1日を争っているため、すごく大事であると思います。だからその入りのところを※1で書いてあるが、むしろ国土地理院と並行して、都が協定を結んでいる情報先から入手するというのは、並行するぐらいの準備をした方が、ここが遅れてしまうと全部遅れてしまうので、良いのではないかと思います。

(中林委員長)

今の、佐々木さんの話でいうと、国土地理院に一任じゃなくて、【国土地理院／民間会社】という書き方が良いという話ですよ。

(佐々木委員)

そうですね。そこは冗長性があつたほうが絶対良いです。

(中林委員長)

復興すべき地区の判定のための航空写真の撮影は、迅速な対応が求められ、国土地理院の撮影とかぶってもいいから、別途飛んでもらってというぐらいのことをやらなければ駄目なんじゃないかということですね。

それでは、よろしければ、次の「資料 3—2 建築制限・土地取引規制について」に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。ここぞとばかりに土地を買う人が、すぐに現れるかどうかということはわからないですけども、東京の場合は、念のためも含めると、やはり一定の土地取引規制みたいなことをしておくことは大事であると思います。理念に掲げるような都市づくりを目指すということが、一般の方にもわかると、土地を先行取得して後から事業者に売ると儲かるという、いわゆる地上げの発想がどんどん出てきてしまう可能性もあると思います。それから、外国資本もどういう行動を取るか読めないため、そういう意味では、一定の土地取引規制をかける意味はあると思います。そのため、資料に記載されている方向で検討を、ぜひ進めておいていただければと思います。

他によろしいでしょうか。どうぞ。

(加藤委員)

昨日、厚生労働省の 0B の方と話をしていた際に、石油ショックの時に国民生活安定緊急措置法という法律ができて価格統制とかいろいろなことができるそうである。その方によると、平時のシステムではなくて、災害時など違うモードでいろいろな対応をしなければいけなくなった時に使えるのではないかとおっしゃっていました。そういうことも、頭のどっかに置いておくことが重要であるのではないかと思います。

(中林委員長)

物品の販売だけではなく、地価も当然入るということですね。

(加藤委員)

おそらく入ると思います。

(中林委員長)

住宅の価格も当然入る。

(佐々木委員)

オイルショックで価格が急激に上がったときに、国会が開いてない場合に、緊急政令を出すという規定ですね。

(中林委員長)

なるほど。

(佐々木委員)

その法律の内容は、実は、そのまま災害対策基本法にも記載されています。ただし、対象が限定されておりまして、物価統制、炊き出しで配給制、それからモラトリアムで銀行が取りつけないという、3つしかない。国民性だと思いますが、一応それしかないですが、実は国民生活安定緊急措置法も同じです。国会を通して、国民に規制かけることができるものは、その3つしかないので、とりあえずは、都市の分野として使えるものはないですね。一応、戦争事態、災害事態や狂乱時の物価事態の法律には同じ規定が全部入っています。

(加藤委員)

わかりました。

(中林委員長)

ありがとうございます。

資料3—2の3ページの※5の環境影響評価の対象について、実は、3週間ほど前に環境省からヒアリングを受けまして、それは何かというと、災害復興時に環境アセスメントをどうするべきかを、今、環境省で考えているそうです。東日本大震災のときには迅速な復興を進めるということで、「被災市街地復興推進地域に指定した範囲内の事業は、環境アセスメントしない」という、外すということにしたそうです。ですから、高台移転を実施したほとんどの地域も、財政のこととかいろいろな交付金のことを含めて、被災市街地復興推進地域のエリア内に入っているので、あれだけの工事やっても、環境アセスは掛かってない。そのため、陸前高田のような山を一つ動かしてしまうようなことができてしまうということで、それをどうしようか。次の南海トラフ地震とか首都直下地震の場合にはどうすべきであろうかというお話でした。

環境アセスの、常設法の中に災害復興時の対応という内容を入れておこうということが、まず趣旨のようです。だから、今後、国がどう動くか次第ですけれども、災害復興というのは、津波被災時の浸水エリアの高台移転を除くと、基本的に現地復興なので、被災した原地の環境アセスを、どういう基準で見るのが問題となります。つまり、開発前の状況に対して開発がどういう悪影響を与えるかというアセスですから、開発前の状況というと、復興事業の場合、被災した状況になってしまう。それに対するアセスって、今のアセスの枠組みではできないでしょう。そのため、アセスを行うのであれば、被災前の現状に対してどんな復興するかということで、復興の事業の影響を評価することも考えられます。私は、これからの時代考えると、もっとポジティブに、どこまで環境に配慮した復興をするかというようなことを喚起する復興アセスにすべきではないかと思っております。

先ほどの緑の問題も、どれぐらいの緑被率の市街地を目指すというようなことを議論できるよう

な法として、災害復興環境アセスというものを位置付けといて、それが規制するというよりも誘導するためのアセスをやるべきじゃないかということを申し上げました。その意見がそのまま活きるかどうかはわかりませんが、東日本大震災をそのまま持ってきてしまうと、東京の場合、アセスは要らないということになってしまう。100ヘクタールや500ヘクタールの土地区画整理事業を実施しても、アセスが要らないという話ですが、これからの時代はそうじゃないというのが、私の意見だったのですが、どうなるかわかりません。来年中ぐらいに、環境省から動きが出てくるかもしれないと思います。

(中林委員長)

どうぞ。

(湧上委員)

湧上です。今、お話を聞いていて、東京の小さなビルには、アスベストが未だに多く残されている状況にあると思うのですが、それが壊れたときに、環境に重大な影響を及ぼすと思います。また具体的には、従来のやり方によるアスベスト除去だとたいへんな時間がかかると思うので、復興だからがれきにしてしまえということになると、大きな問題になる、その点は、東京都はどのようにお考えでしょうか。

(並木企画課長)

そうですね。アスベストにつきましては、都市復興の中では、これまでカバーしてこなかったのですけれども、事業段階で、おそらく各法令に乗っ取って処理することにはなるとは思いますが、ちょっと不勉強で申し訳ございません。

(中林委員長)

東京都は、災害廃棄物処理計画を作られていると思うので、そこで見ていただいて、アスベストが飛ぶのは間違いなく、建築・都市復興に関わる時です。火事でも燃えないため、残っているはずなので、それらが都市復興のための事業の前段階で、どういう影響を及ぼすかということですね。阪神・淡路大震災でも20年経って、それが原因だという方が出てきたりしていますので、そういう意味では、今の視点は都市の復興にどこまで書くかということがありますが、災害廃棄物処理計画を所管している環境局と連携して、検討をしていただけますか。

(並木企画課長)

はい。

(佐々木委員)

A4の横長で、都市復興手順のことを書かれているのですが、注でも脚注でも良いので、主体の議論をしっかりと考えなくてはいけないということを書いてほしいと思います。都市計画決定の主体は、被災市街地復興推進地域では区市町村で、できない場合には都も代行できるという規定があるということですね。建築基準法第84条の第一次建築制限は、特定行政庁が行うけれども、区市町

村が原案を作成することになっている。

主体を考える上で、一番難しいのは、実は事業ですけれども、何も触れないでおくよりは、触れておいた方がよい。例えば、本来区市町村でやるけれども、都の利害に重大に関係ある二つについては、都が行う。都の利害に重大な関係があるものとしては、一つは区市町村を超える広域性の影響がある場合と、もう一つは施設自体として都が重要だと考えるもの。また、本来はその次に都の区域を超えるような広域的な対応が必要な施設とか事業とか、それから国の利害にとっても重要な関係があるような事業については、国又はURが実施することを想定しているとかですね。そういうことを一応、今の平時に言葉でも、少なくともどういう役割分担を、抽象的な基準でもいいですけど、書いておくということは大事であると思います。事業は、少なくともそういう役割分担が理論的にはあるはずで、国が行わなければいけないものである国の重大な利害がある事業というのは、もちろん想定としては、URの直接施行ですね。負担は国が持つという意味での直接施行を想定しておく。当然、現時点で、全部決め切ることが当然できないですけど、一般抽象的には書けるはずなので、そういう論点を入れておくことがすごく大事だなと思います。計画のところは、とりあえず法律で役割分担がはっきりしていると思うのですが、事業の主体の観点がどこか、もしくはこの表ではなくても、大きな話の中に入れておくといざ大災害が起こったときにいろいろな議論が整理しやすくなると思います。最低限、都の利害に関係あることは何で、国の利害に関係あることは何というふうに書いておくだけでもいいと思います。

(中林委員長)

ありがとうございます。

資料3—4 復興まちづくり計画等ということとも、大いに関わるころではあるのですが、大規模災害からの復興に関する法律ができて、そういう代行ができるというようなことができてきてという意味では、例えば私も一つ気にしているのは、区境とか区市境とか、市街地の境が、逆に言うところとそこに一番被災しそうな木造住宅密集市街地域が残っていたりしています。三つの区にまたがって市街地を一体として整備しようという時に、都が引き取ってやるほうが、よほど迅速にいくのではないかと思います。そういうことも含めて、都の役割、区市の役割や主体性をどう担保するかということが大事であると思います。多分、マニュアルには少し、そういう部署があると思うのですけれども。

(市古委員)

資料3—4の所ですけど、よろしいですか。

(中林委員長)

資料3—4も含めて、どうぞ。

(市古委員)

今、佐々木委員と中林委員長の御意見に追加で、僕も主体の議論は明確に打ち出す点は打ち出すべきと思っていました。佐々木委員からお話しのあった国、区市とURも含めてですけど、そういった行政、公的政府機関の役割分担ということに加えて、先ほど加藤委員からもディベロッパーとか

民間企業の役割が大きいのではないかというお話もありました。そういったところに、どううまく計画のところに入っていただくのかというところに関係して、現行の震災復興マニュアルにおいて、まちづくり提案という用語があります。これは地域復興協議会が、区や市、都に対してまちづくり提案を行っていくということです。これは言い方変えると、実はマニュアルに、そこまで明確に書いてないですけども、復興まちづくり計画は誰が決めるのというところは、一応作成するのは区市町村と書いてあるのですが、ただ一方で、まちづくり協議会が検討するという表現もあって、その辺、必ずしも法定計画ではないということもあって、よい意味で明確にしてこなかった面もあると思います。

ただし、復興まちづくり計画そのものは行政が責任を持って決めると明示しても、これからの時代、小さな事業でもいいと思うので、民間事業者や被災者の方が協働でということも含めて、提案を行政側で受け止めるシステムを明確にしていく必要があるのではないかと思います。まちづくり計画に加えて、まちづくり提案という方法論を、マニュアル改訂においてうまく表現していただければと感じました。

（中林委員長）

さっき程の資料３－２の一連の流れの中を含めての話かと思うのですが、主体の問題、それから資料３－２と３－４を合わせてお話をするというところでよろしいかと思います。復興まちづくり計画は、今の市古委員のお話でも法定計画ではないですが、法定計画にしたほうがいいのではないかなという意見もありました。

（並木企画課長）

復興まちづくり計画につきましては、今回、資料２の６ページの所の真ん中の③で、法定計画である都市計画区域マスタープランとの関係を、方針の中で明確にしています。

（中林委員長）

都市計画区域マスタープランの中に位置付けるということは、都市計画区域マスタープラン自体が都市計画法ですけれども、そこで位置付けるだけでは、都市計画法に基づいた計画ということにはならない訳ですよ。

（並木企画課長）

ボトムアップ型で、復興まちづくり計画の内容を、都市計画区域マスタープランと整合を図られるように、都市計画区域マスタープランのほうを改定することになります。

（中林委員長）

都市計画区域マスタープランが改定されると、それはある種の法定計画なのかもしれないけども、最終的な復興まちづくり計画を、いわば計画を作る段階ではなくて、事業実施に向かう最後の段階にどこへ落ち着けるかっていうような話として考えると、この提案では法定計画の一種である都市計画区域マスタープランを改定するという話にすぎない。

復興まちづくり計画自体について、法定計画で位置付けをはっきりさせるという話ではないです。

何が言いたいかというと、国の法律で復興まちづくり計画というものが規定されていないし、大規模災害からの復興に関する法律においても復興計画という総合計画しか位置付けられてないので、そういう意味では、例えば、東京都震災対策条例の中で、条例に基づく東京都の法定計画ですというふうにしてしまうというのが、私は一番手っ取り早い法定計画化の方法であると思います。それに対して、一定の要件を当てはめて、逆に言うとその手続きというか、要件を満たして作成された計画に対しては、異論の申し入れがあっても、これは条例で都も認めた法定計画ですということで進めることができる。

任意の計画ですと、異論に対する対応の仕方が極めて難しくなるということだと思うので、そういうことを含めると、主体の問題もあるのですが、主体が作ったものを法定化するということは、公の計画化することによって後戻りしないというか、変な横やりでぶれないということにつなげていくという意味だと思うから、それを「条例での法定化」というような道があるのではないかと思います。検討していただければと思います。どうぞ。

(大沢委員)

何点かあるのですが、市街地改造事業という名称が、果たしてこれでいいのかどうか。別に悪いと思ってないのですが、昔、こういう事業手法名あったので、それと混乱しないかどうかです。新橋駅前市街地改造事業で実施しました。市街地改造事業は、市街地再開発事業の前身と全く同じ名称なので、そもそもそれは昭和の話で皆さん忘れてしまったということもあると思いますが、これは一回、検討してもいいのではないかと思います。市街地整備事業など、何がいいのかという話もあるのですが、過去の事業手法名と同じというのは、大きな誤解を与えてしまう気がします。

また、資料3-3の2ページに市街地改造事業の一覧とあるのですが、都市施設は、三つに絞らなくてもいいのではないかと。例えば、道路を造るだけの事業もあります。先ほども池邊委員のお話の都市計画を決定して、公園を造るということもあると思うので、これはどちらかというと便宜的なものをイメージしたということかもしれないですが、あまりこれに限定しなくてもいいような気がします。同時に、要綱に基づく事業手法もあったりするので、多分これは、別途整理されているかもしれませんが、そこはこれに限定しなくてもいいと思った次第です。

それから、先ほど中林委員からも、復興事業の中でのアセスの取り扱いがありましたが、多分一番整理しないといけないのは、条例アセスの扱いをどうするのか。先ほど、中林委員の話があったのは、法アセスの話だと思うのですが、土地区画整理事業だと100ヘクタール以上で、二種で75からだと思います。多分、都の条例はもっと下の面積基準になっていると思うので、そこをどうするのかということです。そこが結構低い面積基準になっていると思うので、そこでの調整をどうするのかは、逆に言うと都レベルで協議できると思うので、やっておいた方がよいのではと思っております。

そのような中で、やらなくてよいと言ったら、簡単で元も子もないと思うので、今、都市計画決定とアセスの評価書が、確か同じタイミングで出なさいといけない。要は、現況評価しているということですけど、極論を言うと条例であれば、都市計画決定に合わせなくても良いのではないかと思います。例えば、もし土地区画整理事業を実施するのであれば、その後、事業認可の手続きがあるので、そのときに具体的な土地利用というものが出てきます。都市計画決定は区域の決定だけだと思うので、実際には細かい内容は事業認可のときに出てくるので、そこと合わせてもいいような気がします。国レベルで変えるということは、なかなか難しいと思うのでハードルが高いと思い

ますが、都の条例であれば、平時は当然、今のままですが、災害時は都市計画決定と合わせなくても良いと思います。そうすれば、数か月の猶予が出てきて、実は阪神・淡路大震災でもそうでしたけれども、都市計画決定から事業認定までの間にいろいろ地元の皆さまと都市その地域の将来図を議論するので、そこに合わせたアセスがあっても良いのではないかと思います。また、都レベルで、整理できるのは整理しておいたほうがよいのではないかと思います。

もう一つ、事業と言ったときに文化財の扱いをどうするか。平時でも文化財保護法に基づいて、保存地指定されていれば、即試掘しなくてはいけなくなると思うのですが、東日本大震災の時は、確か緩和したと思います。実際に、全部潮干狩りみたいにやっていたら、相当着手時間があっても遅れてしまうので、そういうことは平時の手続きを標準に、あるものに対して復興事業で、先ほども早期に目に見える、この姿を見せるっていったときに簡略化できるもの、もしくは時点を変えることによってうまく進むものがあれば、そういったものもあらかじめ、今のうちに、被災になっていろいろ調整ってなると、非常に面倒くさいと思うので、今のうち何か方針、方向性だけは決めていてもいいのではないかと思います次第です。すみません、以上です。

(中林委員長)

ありがとうございます。確かにそうでした。都は、条例のアセスがあるので、これも、私は、災害復興時のアセスの内容としては、通常のアセスで「開発を押さえる側のアセス」と違うものにならざるを得ないかなと思っています。要するに、誘導型ですよ。そういうことも含めて検討していただくというのと、文化財のほうは、東日本大震災でも無視していいですというのはなかったです。一応記録保存ですが、そのやり方がかなり荒っぽくなったということです。環境アセスはやりませんということで、文化財無視した訳ではなかったけども。ただ、東京の木造密集市街地を掘り返したら、何か出ることもあるでしょうし、出ない所もあるでしょうしという意味では、検討していただくことが大事であると思います。

(池邊委員)

文化財保全活用調査委員とかをやっている関係で、一つ。先ほどお話ありましたように、東日本大震災においては、文化財がないがしろにされて、かなり事後の問題、高台移転地になってしまったとか、さまざまな問題が起きて、そのままにされています。私、新宿区に住んでいますが、新宿でも低地のほうを掘ったときにいろいろ出てきたりするのですけれども、それはあらかじめ、結構、文化財保護法では、そういう保存地だとか、そういうものはわかっている話なので、今、文化庁のほうでも地域別のいわゆる国指定とか都指定というようなものではなくて、それ以外のものについても計画を立てるような事業が起きています。そういうものをやっておくと、事前にどこが大事なのかというのはわかっている話なので、そこについてだけ注意していただくというような形で、あらかじめ注意しておく場所だけ限定すればいいと思っています。よろしく願いいたします。

(佐々木委員)

そうですね。

(中林委員長)

まさにおっしゃるとおりで、自然環境のアセスのほうも、むしろ市街地内じゃなければ、どこに貴重な自然があって、そこはどれぐらい被災をして、どれぐらい復元できるのかなんてことも、アセスできちんと事前に位置付けを明らかにしておくということが大事というのは、同じようなことを環境省のヒアリングの時に言った覚えがある。そういう意味では、この資料 3—2 の 3 ページの左上に事前準備の調査というところ所に、少しそうした事前に準備しておくべきものとして、環境で守らなければいけないレベルの高いものとか、文化財としてレベルの高いものとか、そういうような可能性のある場所とかいうようなことが、ひょっとしたら必要になる時代かもしれないということだと思います。

資料 3—3 時限的市街地についてもいかがでしょうか。

(大月副委員長)

すみません。時限的市街地の定義というのが、今回示されていますが、まだできていないものなので、それぞれイメージの違いもあるのかもわかりません。一つは、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場としてという部分が重要な文言と思うのですが、こういう書き方で良いか。仮設としての位置付けですが、それよりも、むしろ復興までのプロセスを支える生活の持続の場とか、そういうもう少し前向きで、都市から離れて考えるよりも、きちんとそこに腰を据えてみんなで考えましょう、みたいなそういうスタンスが出たほうが、これを議論している意味があると思います。また、その後の構成要素ですけど、仮設の住宅、店舗、事務所等々や、残存するものによって構成されるとあるのが、「仮設の」というのが、どこまで掛かるのかというのが多少、気になるので、例えば「住宅、店舗等々と、拠点施設の仮設的建築物や、残存する建築物等によって構成する」という記載の仕方にしてはどうか。次に、この前提となる、先ほども名称の議論がありましたが、市街地修復予定と市街地改造予定は、名称はともかくですが、これをどういうふうに、いつの時点でどういう定義で仕分けしていくのかっていうところが、結構大事ななと思いましたので、もしその点についてお考えがあればお聞かせいただきたい。

(並木企画課長)

時限的市街地の、定義の御意見をいただきましたので、もう少し都市の生活の場としてふさわしい表現に改めていきたいと思っております。それから市街地修復予定地区と、市街地改造予定地区の仕分けの仕方自体は、基本的には今のマニュアルの 244 ページで、重点復興地区が大被害地区ということで、これは今回の市街地改造予定地区と、その下の三つに関しては、市街地修復予定地区、全部が全部ではないと思いますが、そういう形で分けていきたいと考えています。

(中林委員長)

ご説明を伺ったので、意味はわかるのですが、多分、大月委員のお話というのは、これが最終的に決まるのが、随分後にもなるかもしれないということと、逆に、本日の資料 3—3 だと、四角かっこの中の定義でいいのかということも含めてだと思います。つまり、市街地改造予定地区は、その地区全体を改造しますというのではっきりするのですが、全体は改造しないけど部分的には、というのは、概念で言うと、市街地修復予定地区だとなると、かなり事業に取り組むけど全域ではあ

りませんというところでも、この定義だと、時限的市街地はできなくなってしまう。むしろ、そこにも名称は別にして、市街地改造予定地区および市街地修復予定地区というのは、かなり都市復興の舞台だとすると、例えば市街地改造地区だけではなくて、はみ出した周辺の予定地区にも、時限的市街地がはみ出していますよというようなことは、あり得るのではないか。そう考えると、もう少し柔軟にしておいたほうが、趣旨に合うのではないかということも含めてのお話と思ったのですが、よろしいですか。

(大月副委員長)

はい。

(中林委員長)

そういう理解で。

(大月副委員長)

この表を見ると、市街地改造地区だと時限的市街地を認めるけど、市街地修復地区だと認めないという風に、見えてしまいます。時限的市街地が、都市にいろいろな形で住み続けながら、ここから離れることなく生活を送り、東京の復興を担う生活主体を、そこに留める方策として出てきたのであれば、かりに、むしろそのように従前の場所に住み続けたい人々をサポートする手だてを復興のプロセスの中で確保する、そういう政策領域を積極的に考えていく必要があると思います。こうした意味で、もう少し柔軟に時限的市街地については考えられるのではないかなと思いました。

(市古委員)

今の委員、中林委員長の時限的市街地の方針に対しては大賛成です。そもそも現行復興マニュアルにおいて、時限的市街地は二つあると定義しています。復興マニュアル序章 23 ページ、行政主導で行うものと地域復興協議会の自主的な活動として行うもの、二つあるというふうに明確に言っているのです。ですので、もし今回の案のように定義をしてしまうと、地域復興協議会が実現する選択肢が、見えてこなくなってしまうかもしれない。提案としては、時限的市街地(市街地改造型)は如何でしょうか。こうすると、もともと二つあり、二つのうちの一つについて、今回バージョンアップを図りました、という表現をすることが適切というか、いい方法ではないかと思いました。

実際今回、市街地改造予定地区に絞ることによって、大被害地区の都市復興、生活復興、産業、生業の復興に対して、時限的市街地プログラムがいい手法になり得ると思います。市街地改造予定地区というふうに絞ったという経緯もおそらく事務局ではお持ちかと思いますので、その検討というのは大事な検討だと思います。

(中林委員長)

市古委員のお話の最後のニュアンスというのは、おそらく面的な整備事業、再開発にしても、そうすると事業化せずに移行することができるのではないかということですね。そういうことが入っているということだろうと思うのですが、そういうことも含めて、事業種別によっては、そういう事業費で最終的に賄うことができるというようなのは、ひょっとしたら改造だけでもひょっとしたらないかもしれないのでということですね。あと、店舗とか作業所とか集会所とか、これ集会場や

支援拠点というものは公共施設ですよ。区が作るか、都が作るかは別にして。そんなことも含めると、少し幅広げて議論して位置付けておいたほうが良い。というのは、法的にぎりぎりやるというよりも、運用を間違わなければ良いということになると思います。

それから今、23 ページを開けたのですが、ここには、被災地短期借地権を利用したという時限的市街地があるのですが、その借地権のことは、今回出るのですか。もう少し具体的に、土地代を誰が払うのとか、誰が主導的に探してきてというか、地主と話し合っ使用するというのが。多分、区市町村が、地主さんと話をするほうが、早いような気もするし、お金は後から出してよと言われる可能性もあるような気がします。

(並木企画課長)

参考資料 2-2 です。マニュアルの別冊の中で、今回も後ろのほうで p. 別 3-15 っていうことで、モデルプランを修正したものを掲載しておりますけれども、例えば、モデルプラン 1 でいきますと、最初の p. 別 3-15 は復興まちづくり計画までのプロセスですけれども、後ろの、p. 別 3-16 になりますと、この①、②、③の上、手順の所に書いてございますけれども、大体 2 週間で応急仮設住宅の建設ということで、この土地の取得の方法とかでもって、先ほどのお話も出てくるのかというところと、事業用仮設については、②の 6 か月以降から 1 年という中で、黄緑色の部分でございまして、こうした事業が展開されていく認可後の段階において、こちらの、黄緑のほうの事業用仮設のほうに移転していただいて、最終的には③の建物竣工というところに持っていきたいというのが、われわれの考えでございます。

(中林委員長)

事業用仮設になってしまうと、これは仮設住宅のために事業区域の土地所有者から借り上げるのですか。ちょっと私、事業の細かいことがわからないですけども、短期借地権を適用するときには有料ですよ。

(並木企画課長)

この中の事業としたら、いろいろなパターンがあって、買取型の場合もあれば、換地でやっている場合もあるということと、あと借地関係は、下の権利者の動向のところ、例えばグレーの部分で資産活用って、下の所に土地所有者ということで、応急仮設に借地ということで借地料の確保ということも場合によっては可能っていうことを、整理をさせていただいております。

(中林委員長)

わかりました。

いろいろな過程があるのはわかりますし、理解していますが、要するに先ほど、例えば土地取引規制を掛けようということと同じように、借りるときの、土地の借り方は、なるべく早く借りちゃって有効に活用することが重要だと。出だしはこの短期借地権で、有料で借り上げて、事業が決まったとき、それは都市計画決定で区域が決まったときか、事業認可が下りたときの事業決定後かわかりませんが、そうすると、そこでは事業用仮設で、支払いだけが変わるだけで、かつ短期借地権の借地ですっていうのも消えて、事業用地を使う。そのときに、土地提供者にお金そのままシフ

トされるのかどうなのかという辺りが、わからないっていうことを含めて、どんな手順でこの事業のときに、都市復興の土地に時限的市街地を設定する土地の入手をして、どういうふうに事業に移行していくのかっていう、大きな流れの中で、誰が何するのっていう話を、区、市と、都の間で取り決めが事前にできていれば、混乱なくいけるのかなあと思っています。また、それも整理していただいておくということによろしいでしょうか。

(池邊委員)

先ほど、市古委員が時限的市街地の議論で、集会所というのは公共がやるものですよねとおっしゃられたので、そうだとすれば多分、集会所に、別に公園はなくてもいいですけど、広場とかいう言葉を一つ入れていただけると、欧米だったら絶対的に教会の前に広場があって、みんなが集まったり、いろいろなマーケットができたり、さまざまな広場っていうのがある訳で、都心部でもいろいろな社寺が全部駄目になるっていうことも想定されますので、できれば公園という言葉はちょっと無理だと思うので、集会所の周りにある広場というような形で、オープンスペースか広場のような言葉を一つ入れといていただくと、いろいろな活用の仕方ができるのかなあと思っていますので。

(中林委員長)

借り上げた土地の、利用の話ですよね。

(池邊委員)

はい。

(中林委員長)

そういう意味では駐車場も書いてない。

(池邊委員)

そうですね。

(中林委員長)

いろいろ書いてないところは、あるとは思いますが、どうぞ。

(加藤委員)

時限的市街地のもともとの定義は、過去の記憶をたどると、まちを連続的につなげていくべきという考え方がベースにあります。その観点からすると、今回、この地区内の地権者のためにというような感じになっています。そうすると、これはあくまでも事業用仮設団地という、そんなイメージに近い気がしています。賃貸住宅層で成り立っているようなまちの場合には、みんな出てしまうということになります。実際に行おうとすると、事業用仮設になるのでしょうか、建てたほうが運用しやすいと思いますが、そもそもの概念である従前のまちを連続させながら、かつそれが被災者の生活の連続性を確保することになるという思想がどうなってしまうのか、やや曖昧に感じます。あと、もう一つは、応急仮設住宅用地が圧倒的に足りない状況の中で、時限的市街地という形式が

問題を緩和する役割を担うという意味合いがあると思います。この観点でいうと、市街地改造計画だけだと、相当狭い範囲に限定されるので、この効果は相当薄くなってしまうと想定されます。

今述べた、二つの、そもそも時限的市街地に込められた思想を、どれぐらいまで現実のマニュアルの中で膨らませられるかを検討いただきたいと思います。以上です

(中林委員長)

大規模災害借地借家法が作られて、それが新しい土地に対する権利制度ができたということです。それをどううまく使っていくかということ、これよりももう一步進めた形で、手順とか役割分担とかが書き込めればどうかということです。区市町村の意見も聞きながら、というかと思いますが、来年やっていただくことと思いますが、これをどう使って東京の都市の復興、市街地の復興、まちの復興につなげていくかということについて、なぜ地区内権利者なのかということが、これだけの説明ではわからない。そのポリシー、そのまちの復興を協働して取り込んでいく相手として、まず地区内権利者があって、全部時限的市街地になると復興できなくなるのですけども、余裕がある場合に、例えば高齢者ですとか、そういう関係権利を持っていないけれども、地域を離れないほうがいい人とか、そういう人にも入れるようにするとか、そういう運用は、まさにこれからの運用の問題だと思います。そういう復興を、少し先ほど大月委員から、丁寧に変えたほうがいいのではないかというお話があったことに関連して、説明をもう少し加えていただくと、今のお話、全部包括できるのではないかなと思いますので、検討してください。

あと 10 分になってしまいましたが、もう一つ、資料 4 というのがございますので、これを説明だけでも伺っておきたいと思うのですがよろしいでしょうか。説明をお願いします。

(並木企画課長)

では、資料 4 「その他の意見・課題への対応について」でございます。まず 1. 家屋被害調査のアウトソーシングでございますけれども、こちら検討すべきということで御意見をいただいております。対応としましては、アウトソーシングが考えられる項目につきましては、今後、関係団体との調整の上、マニュアルのほうに記載していきたいと考えております。

2 点目として、都市復興事業のプライオリティということで、こちら膨大な事業が必要となった場合に、どのようにプライオリティを付けて考えていくかということで、事前に考えておく必要があるということでした。対応としましては、都として、都市復興訓練の中で、事業立案を行う職員向けの訓練を平成 29 年度から実施しており、毎年異なる被害状況を設定しまして、復興事業のプライオリティを検討するというので、今後こうした成果を取りまとめる中で、合わせて考えていきたいと思っております。

3 点目でございます。民有地のオープンスペース活用の事前契約ということで、こちらは民有地の被災地に、行政が優先的に購入できるように平時から契約を結ぶというふうなお考えだと思います。これへの対応といたしまして、現在、公有財産を中心に、庁内でオープンスペースの利用調整・検討を行っておりまして、この検討内容も踏まえまして、今後、民有地の利用調整のほうも検討していくこととしております。

4 点目でございます。スーパー堤防への災害がれきの活用ということで御意見いただいております。こちらは、裏面になりますけれども、対応としましては、国交省のほうで東日本大震災の際

に検討を行った結果がございまして、「再生資材を宅地造成の盛り土へ活用する基本的な考え方」といったものがまとめられております。この考え方をマニュアルに掲載していきたいというふうに考えております。

5点目、災害救助法に基づく応急仮設住宅の制度についてということで、①から④ありますけれども、例えば先ほどの応急仮設住宅の住み替えができないということで、それを条件付きで可能とすることといったことを、運用面での対応の可能性も含めて、国に提案したほうがいいのではないかとといった御意見でございます。対応としましては、今後、運用面での対応も含めて、別途関係機関で情報意見交換を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

最後6点目、コーディネーター・専門家の活用についてということでございまして、復興まちづくりを含める、コーディネーター・専門家の確保についても考えておく必要があるということですが、これにつきましては、現状、災害まちづくり支援機構との協定があるということと、あと、こちらのほうも検討委員会につきましても、被災後の都市復興基本方針や、都市復興基本計画を検討する際に御意見を伺うということになっております。また、合わせて平成28年度から、区市町村で地域住民等と地域復興まちづくり訓練を行うことを支援する研修ということを都のほうで開始しておりまして、これらの取り組みを継続していきまして、コーディネーターや専門家の確保に努めていきたいと考えております。説明は以上です。

(中林委員長)

これらも今、「対応」って書いてあったようなことをベースとして、マニュアル改定に結び付けていきたいという訳ですね。何か、抜け落ちがありますでしょうか。

(市古委員)

先ほどの復興まちづくり計画との関係でもう一言、発言させていただければと思います。復興まちづくり計画を区市町村のリーダーシップで決めるということは賛成なのですが、一方で、被災者・市民から見て、行政が勝手に決めたものだと思われてしまうと、復興にとって大きなマイナスになること、これまでの災害復興で経験してきたことだと思います。行政が決定権者なのだけでも、被災者が計画に関与でき、みんなで決めました、手応え感を持ってもらうためにはどうしたらいいか。基本方針にも連携とか共助を基本に、という表現はありますが、修正前の震災復興マニュアルと比べてもちょっと弱いというか、進展がない、もうちょっときちんと表現をしていただくことを希望します。そして、その表現の裏付けとして、事務局からご説明があった、都の区市職員を対象とした都市復興訓練ですとか、復興事業立案訓練を進めている、ということにつながるのでしょうか。

加えて佐々木委員からの意見もありましたが、復興まちづくり計画を意味あるものとしていくには、被災者からみて、計画を作って終わりではなく、どんどん見直しをしていく、その仕掛けも大事だと思います。具体的には、復興まちづくり計画に被災者自らが行う高齢者の見守り活動とか、子育ての営みとか、いわば生活再建に関する内容も入れていくものとするとういのではないのでしょうか。都市整備局が所掌するとすれば、今回ご提案いただいた市街地改造型地区での時限的市街地に関してです。実はこれまでマニュアルで提案されている「復興まちづくり計画」において、時限的

市街地のプログラムややや収まりが良くなかったように思います。今回の提案で、市街地改造型時限的市街地は、復興まちづくり計画と一体不可分と読めます。復興を被災者自身、それからさまざまな民間企業含めて、みんなで取り組んでいくという、そういう雰囲気、そういうモーメントをしっかりと出していけるような、その辺の工夫というかニュアンスを、より表現していただく方向性は、復興マニュアル修正案にも感じられます、ぜひうまく表現していただければ、と感じました。以上です。

(中林委員長)

わかりました。

復興まちづくり計画の、位置付けの問題と内容の問題に含めて、まちづくりプロセスを含めて、「復興まちづくり計画」を考えたらどうかということですが、プロセスの中に時限的市街地というのを位置付けるということになるかと思います。

それから、被災されたまちの皆さんが、「自分事感を持つ」という意味では、多くのまちづくり条例というのは、まちに対して住民が提案するということがあって、その提案を区市町村長が受け取って、それを条例に基づいて法定計画として区市町村が決定する。区市町村が決定することによって、公共事業をつぎ込んで街路の整備だとか、広場の整備だとかを行っていくという仕組みになっているのが、多くのまちづくり条例だと思いますので、先ほど都の条例で復興まちづくり計画を法定化するっていう話もありましたが、私は、本来は各区市がまちづくり条例をそういうふうに持っていて、それに基づいて区市町村が決めて、それを都が支援するというような形が取れると一番いいと思うのです。条例持っていない区市町村もありますので、その辺りをどう案配していくかというのは、今後どう進めていくかという辺りは、検討していただければと思います。

他、もう時間になりますが、よろしいでしょうか。

(池邊委員)

すみません。一つ目は、アウトソーシングの話ですけど、23ページにオープンスペース情報の収集と書いてあったのですが、オープンスペース情報の収集の所も一緒にアウトソーシングというのを考えていただけると良いと思います。というのは、うちの業界人数はすごく少ないですけども、今回、東日本大震災のときも、後からでいいよというふうに言われたり、熊本のときもそうだったのですが、そういった意味では、オープンスペース情報というのが安全なのかどうか、どう伝えとか、水があるのかないのか、そのトイレが使えるのかということも含めて、アウトソーシングの中にも入れていただきたいというのが一つです。あと、3番目の民有地のオープンスペースという所で、これはどういうものを想定していらっしゃるかということですが、大規模店舗の駐車場ですとか、普通の駐車場やコインパーキングもありますし、あと、その他に今、新しい緑地の制度で市民緑地制度ができましたので、ご存じのようにかなり大企業が市民緑地制度を展開することになっていますので、市民緑地というのも一つあります。

あとは、やはり生産緑地の今度の改定の所の中で、生産緑地をこういう被害が起きたときに使えるかどうかというのは、非常に重要なもので、それを農地のまま使うというものもあるだろうし、あるいは宅地として使うというものもあると思いますので、都市の特に生産緑地についても、民有地のオープンスペースというもののの中のバリエーションの一つとして考える必要があります。

あと、公開空地も、例えば、大手町の森もかなり大きなもので、そのままビルが倒壊すれば駄目になってしまう訳ですけども、今の免震構造を見ると、逆に言えばああいう所は残っていくという可能性があると思いますので、そういう所を被災地に、どういうふうに活用できるかという辺りも想定していただいて、事前契約ということをお願いしたいと思います。

(中林委員長)

はい。

(加藤委員)

いいですか、続けて。

(中林委員長)

どうぞ

(加藤委員)

全部で三点です。既存の災害復興のアナロジーでは、するより、しない部分っていうのを、常に東京の特殊性を踏まえて考える、少なくともそれを頭に置く必要があると思っています。

中林委員や市古委員がいうように地域の声をちゃんと聞くことは、それはそれでとても重要なことだと思います。一方で、時代の先取りをするということは、ある意味、価値観の転換を図らないといけない。そうすると、どこかでトップダウン的なプランニングをしていくということも合わせて考えておく必要があるのではないかなと感じます。これが1点です。

2点目は、公営住宅の役割は災害復興では非常に重要ですが、地方の災害に比べると、東京においてはその役割は相対的に小さくできると思います。民間の賃貸住宅の供給力を上手に使えば、公営住宅に取って代われるのではないかという気もしています。今までの地方での災害復興を参照し、公営住宅一辺倒でいくという選択肢だけではない気がするということです。

3点目は、これ前々から指摘していることですが、応急仮設住宅の用地不足は、まだ解消していない大きな課題であることを今一度、ここに確認しておきたいと思います。以上です。

(中林委員長)

しっかりと受け止めて、アンカーを打っておきます。

他、よろしいでしょうか。私も忘れてしまうので、備忘録として、一言だけ。「資料2 都市復興の理念、目標及び基本方針」の6ページ、(4) 共助、連携による都市復興に、これまで住民の皆さんと地域ベースでいうのを「地域協働復興」という概念を使ってきたのですが、本日の話で言うと、協働復興は地域だけではなくて、企業協働復興というような、特に都心部ではそういう概念も必要でしょう。また、区市町村と都、あるいは都と神奈川県、埼玉県というよう、自治体連携復興というような、三つぐらいの連携の柱っていうのを立てて、都市復興、災害復興を進めましょうという理念あるいは方針を明記しておくことが、相手がはっきりしていいと思いましたので、それを検討してください。

よろしいでしょうか。それでは一応本日の、メインの議題は以上ということで、議事は終了とさ

せていただきます。では、ちょっと時間過ぎていますが、事務局より連絡事項、ございましたらお願いいたします。

(並木企画課長)

委員長、どうもありがとうございました。本日は都市復興の理念、目標及び基本方針と、東京都震災復興マニュアル復興施策編の修正につきまして、この委員会での議論は最後となりますので、最後、都を代表しまして、幹事長である中島都市整備局理事より、一言ごあいさつをさせていただきます。

(中島都市整備局理事)

都市整備局の理事の中島でございます。本日も大変熱心な御意見をいただきまして、ありがとうございました。また、これまで3回にわたって委員会を開催しましたけれども、その中でマニュアルの修正案といたしまして、家屋被害調査につきましての効率的な実施方法への見直しですとか、あるいは時限的市街地、本日も話題になりましたけれども、その効率的な形成に向けた方法ですとか、そういった数々の御意見いただきまして大変ありがとうございます。これらにつきましては、首都直下地震等から速やかに災害復興するという意味で、大変重要な御意見かと思っております。

また、マニュアルの修正を検討する中で、「都市復興の理念、目標及び基本方針」を取りまとめるべきという御意見もいただきまして、本日も活発な御意見・御議論いただきましたけれども、こうした復興の考え方、あらかじめ示しておくことによりまして、いざ復興の際に、迅速かつ効率的に進められると、そういうふうに思っております。こういう、マニュアルですとか、基本方針等につきましては、本日も、もちろん含めてですけれども、これまでいただいた御意見を踏まえまして、来年度中に都として取りまとめていく予定でございます。

また、まちづくりの面からですけれども、これも復興ということではなくて、日常的にですけれども、防災まちづくり、それから都市の事前復興と、これを平常時からしっかりと進めまして、災害に対して万全に備えたいと思っておりますので、今後とも御指導・御協力、お願い申し上げます。

最後に、改めまして中林委員長はじめ、委員の皆さまがたには、これまで有益な御意見をたくさん頂戴いたしまして、本当に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(並木企画課長)

それでは最後、事務連絡でございます。今後の予定につきまして、説明させていただきます。「都市復興の理念、目標及び基本方針」につきましては、今後、これまでいただいた御意見を踏まえまして、都として来年度早期に取りまとめていきたいと考えております。その後、都市計画区域の部分につきましては、2020年度に改定予定である、都市計画区域マスタープランへの反映を検討していきたいと思っております。

マニュアルの「都市の復興」部分につきましては、本日、委員の皆さまにお渡ししました修正版素案がお手元に分厚い冊子でございますけれども、こちら改めて修正をしまして、別途郵送またはメール等で送付をさせていただきたいと思っております。また本日、お手元の資料は大変分厚いので、事務局のほうにお申し出いただければ、郵送のほうで対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

来年度は、都の総務局が主体となりまして、都市の復興だけではなく、別途検討されている住宅、くらし、産業の復興と併せて検討し、取りまとめていく予定となっております。
連絡事項は以上です。

（中林委員長）

ありがとうございます。それでは時間、10分遅れてしまいましたけれども、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。それでは、これをもって本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。